

日程第 6. 議案第 6 号 南風原町保育所設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 6. 議案第 6 号 南風原町保育所設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 6 号 南風原町保育所設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町保育所設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、子ども・子育て支援法の施行により条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 それでは、議案第 6 号 南風原町保育所設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例であります。本日お配りした資料、議案 6 号から 8 号までまとめて綴っております。改正文を読む前に、資料の説明をしていきます。まず第 6 号の資料①です。この資料は、一番下が現行でございます。真ん中に改正案、児童福祉法の改正で下線ができました。そして、上の波線部分は、児童福祉法の改正でここも改正されることとなります。そのなかでおおむね左側に濃く縦線で書いてあるところは、現行「保育に欠ける」が「保育を必要とする」という文言に変わります。次に、資料②では、「保育に欠ける」から「保育を必要とする」になった部分の意味を説明します。2 行目あたり、フルタイムの就労を想定した保育標準時間というのが現行の保育時間です。そして、主にパートタイムの就労を想定した保育短時間の 2 区分に分けるといことです。下の図は、保育標準時間が 11 時間で、現在どこの保育所もだいたい 7 時半から 6 時半までが保育時間でございます。そして今度新たにできたのが、保育の短時間で、おおむね 8 時間。3 時間の差がありますので、これは施設によって時間は設定できるというものです。簡単に言うと、始まる時間が 1 時間遅れるとか、後ろが 1 時間遅れるとか、これを施設で設定できますということでもあります。下のパートタイム 64 時間の部分については、議案第 7 号の資料②、関連しますので一緒に綴っています。そのなかで子ども・子育て支援法施行規則ができました。そのなかの第 1 条第 1 号で、1 月において 48 時間から 68 時間までの範囲で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とする。これを根拠に短時間労働ということで、パートでもできる解釈でございます。

それでは、条例の改正部分を読み上げたいと思います。新旧対照表でご確認をお願いします。南風原町保育所設置及び管理等に関する条例の一部を次のように改正する。第 1 条

中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改める。附則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 「欠ける」と「必要とする」。これまで仕事をする人が子どもを保育することができない、だから保育に欠けると解釈していました。それで、保育を必要とするとなると、仕事をしていてもしていなくてもこの子を保育して欲しい、必要だと解釈することで全て必要と言えれば必要ではないのかと思うのです。ただ、いろんな説明を見ると、1月に48時間だとか64時間、パートをしているだとか働いていなければ駄目ですよと説明があるわけです。条例だけを見れば全ての人に当たるのではないのかと思うのですけれども、例えばパートの時間で区切ったりするものが今度新たに入っただけで、実際には保育に欠けるという従来の考えは変わらないのかと、要するに仕事をしていて保育できない、保育に欠けるというものと変わらない、ただ言葉が変わっただけなのかと考えているので、その考えで間違いはないのか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。議員の質問で保育に欠けると必要との違いは何か趣旨だと思うのですが、もちろん就労時間等もあります。また、「保育に欠ける」には病気や育休だとかいろいろな条件があります。それについては、ほぼ今までどおりなのですが、先ほど説明したように子育て支援法の施行規則で時間を設定しております。ただ、その48時間から64時間を目途に市町村で規定してくれというものです。資料②でもあったように、基本的には今までフルタイムを先に入所させて、空きがあれば時間が少ない人でも入れるということでやっていたけれども、短時間で8時間の保育で64時間以上は保育が必要という認定をします。1号、2号、3号と認定基準がありまして、1号については幼稚園と一緒に希望すれば誰でも入れます。2号は3歳以上、3号は0歳から2歳までですが、64時間程度就労していれば認定しなければいけないことになります。国としても64時間程度就労している方は保育が必要だということでそういう施設を造って保育するよという趣旨でございます。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 これまでと何も変わらないのではないかと。フルタイムで働くかパートで働くかで、パートで働く方のお子さんについても保育できるようにしたということ

はないか。国からのパンフレットでもそのように書いてあるのですね。保育所を利用できる保護者は、共働き世帯など家庭で保育のできない保護者となっているのです。つまり、これまで言っていた保育に欠けるというところなのです。ですから、細かいところは委員会でやって欲しいのですけれども、おおざっぱに考えると言葉が変わっただけでそんなに変わらないのかと解釈しています。まるっきりこれまでと違うよというところは、フルタイムで働くかパートで働くか、パートの時間をどこかに移動させる、そういうものかと考えていますけれども、それで間違いないですよ。ここにも書いてあるのです。保育所を利用できるのは、共働き世帯など家庭では保育のできない保護者。幼稚園などは違うんだよね。制限なし。それで、あなたの考えは違うよと言うのであれば、ぜひ答弁して欲しいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。子ども・子育て支援法ができて、今まで認可園あるいは町立保育園はほとんどフルタイムに近い人たちしか入れませんでした。定員もあるわけですから。今回の新法によって、保育の必要な方の幅が広がったということですね。おおむね64時間以上の方はそういう施設に入れるようにしなければいけないと。ですから、今までよりたくさんの人に施設を利用させるようにという新たな法律ですので、これに向けて国も当然県も市町村も努力していくと、がんばっていくということでございます。時間的なものはだいぶ幅が広がったという解釈でお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 今のこの南風原町保育の利用に関する条例の保育という考え方なのですけれども、幼稚園も保育だと考えますか。子どもを幼稚園に預けるのか、こども園、家庭的だとかいろいろありますけれども保育所のみではなくて幼稚園もそのような考えでやるのか。これによると幼稚園も全部含めた、子ども・子育て支援法だとなっているので、そこも含めてのものなのでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。では、議案第7号の資料⑤ですが、これは去年9月定例で示したのになりますけれども、これでいきますと子ども・子育て支援法の中かで図のようなかたちになりますと。今、議員が質問しているのは真ん中あたりの幼稚園の3歳から5歳の部分で、保育という大きな意味では一緒ですね。しかし、今回条例で提案しているのは、幼稚園を除いての条例となっております。

平成 27 年第 1 回定例会 3 月 3 日

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 6 号 南風原町保育所設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例は、総務民生常任委員会に付託します。